

資格情報のお知らせに関するQ & A (202604)

	質問	回答
Q1	「資格情報のお知らせ」とはなんですか	<p>資格情報のお知らせには、「記号・番号」や「資格取得日」など、保険証に示されていた内容が記載されています。</p> <p>また、マイナ保険証での医療機関等の受診は、事業主から届出される資格取得届や被扶養者異動届を健保組合が受理し、加入者情報の登録が完了してから利用可能となるため、その登録が完了したことをお知らせするものとなります。</p> <p>また、保険証の廃止以降、医療機関受診時にマイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが発生した際、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて提示いただくことで保険証の代わりとしてご利用になれます。</p>
Q2	医療機関を受診できますか	<p>「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。</p> <p>マイナ保険証と併せてご使用ください。</p>
Q3	必ず携帯しなければならないか	<p>マイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが発生した際、必要になりますので携帯してください。</p> <p>ただし、デジタル庁運用の「マイナポータル」でも資格情報を確認することができますので、この場合、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。</p>
Q4	資格情報のお知らせは加入者全員に交付されるのか	<p>「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の保有者が自身の加入者資格等を簡易に確認できるように、また、加入者情報の登録完了（マイナ保険証の利用が可能になること）を確実に被保険者等にお知らせする必要があることから、加入者全員に交付することとなります。</p>
Q5	どのように交付されるか	<p>当組合加入者専用WEBサイト「健康マイポータル」に交付（データ配信）します。</p> <p>「健康マイポータル」に利用登録のうえ、通知書・証明書メニューからダウンロードをお願いいたします。</p> <p>ダウンロード可能期間は交付日より3ヶ月です。その期間中にダウンロードのうえ印刷して携帯してください。</p>
Q6	誰に交付されるか	<p>原則、被保険者または被扶養配偶者あてに交付します。</p> <p>なお、お申し出により変更することは可能です。</p>
Q7	有効期限はあるか	<p>有効期限はありません。</p> <p>ただし、記載事項に変更があった場合は新たに交付されます。</p>
Q8	交付対象者となっているはずですが交付されていない	<p>当組合へマイナンバーのお届けが済んでいない場合は交付されません。</p> <p>会社を通じてマイナンバーの提出をお願いいたします。</p>

資格情報のお知らせに関するQ & A (202604)

質問		回答
Q9	どのような項目が記載されているか	健康保険証の記号・番号・枝番、氏名、生年月日、負担割合（70歳以上の方のみ）、資格取得年月日、保険者名（当組合名）が記載されています。
Q10	負担割合が表示されていないが何故か	70歳以上の方のみ表示されます。 70歳未満の方の負担割合はすべて3割となるため「空白」、70歳以上の方は「2割」または「3割」と表示されます。
Q11	氏名変更等、記載事項に変更があったが、再交付手続きが必要か	再交付の手続きは不要です。氏名変更等変更の手続き終了後、記載事項が変更された「資格情報のお知らせ」を交付いたします。 なお、マイナ保険証をお持ちの場合はデジタル庁運用の「マイナポータル」で氏名変更後の最新の資格情報を確認することができます。
Q12	資格情報のお知らせのき損・滅失があった場合について	資格情報のお知らせのき損・滅失があった場合は、「資格情報のお知らせ 再交付申請書」で申請してください。 なお、「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルに登録されている「医療保険の資格情報画面」で代用可能です。医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照可能です。 また、医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合、「資格情報のお知らせ」を携帯することは必須でないため、紛失した場合でも再交付申請は不要となります。
Q13	資格喪失した者の「資格情報のお知らせ」は回収する必要があるか	必要ありません。 「資格情報のお知らせ」は単体では医療機関を受診できないため回収不要です。
Q14	退職して被保険者でなくなったが、「資格情報のお知らせ」は返納しなければならないのか	返納は不要ですのでご自身で廃棄をお願いいたします。